

個人事業税(第2期分)の納付

個人事業税(第2期分)の納期限は11月30日(木)です。期限内に忘れずに納めましょう。詳しくはお問い合わせください。

問 大阪府北河内府税事務所
TEL 072・844・1331

国民健康保険・後期高齢者医療
平日夜間・休日窓口開庁

国民健康保険の加入・脱退の届け出や国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納付相談などで、平日の日中に来庁が難しい人は利用してください。なお、納付相談は内容により電話での対応も可能です。また、国民健康保険・後期高齢者医療に関する各種申請は一部を除き郵送でも受け付けていますので、まずは必ず電話で問い合わせください。

平日夜間 11月20日(月)・22日(水)・24日(金) いずれも午後5時30分～8時
休日 11月26日(日)午前9時～午後1時
注 平日夜間・休日窓口開庁の時間帯は、後期高齢者医療被保険者証の即日の再交付など、一部対応できない業務があります。

場・問 保険課
TEL 06・6992・1545

場・問 保険収納課
TEL 06・6992・1537、1538

適切な受診で医療費の適正化を

柔道整復師による施術を受ける場合や、はり師、きゅう師およびあん摩マッサージ指圧師の施術を受ける場合、医療保険を適用できるケースは限られています(左表)。

医療保険が適用できる場合	注 意 点
柔道整復師による施術 骨折、脱臼、打撲および捻挫(肉ばなれを含む) ※緊急の場合を除き、骨折および脱臼は医師の同意書が必要	・肩こり、筋肉疲労は医療保険の適用外です(全額自己負担)。 ・病院などの保険医療機関で同じ負傷を治療している場合は、医療保険の適用外です(全額自己負担)。 ・施術を受けたときは、「療養費支給申請書」の施術箇所や回数を確認し、署名または記名の上ば印を押すとともに、必ず領収書を受け取ってください。
はり師・きゅう師による施術 神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症など	・医療保険の適用には、医師による同意書または診断書が必要です。 ・疲労回復や慰安を目的とした施術は医療保険の適用外です(全額自己負担)。 ・病院などの保険医療機関で同じ疾患を治療している場合は、医療保険の適用外です(全額自己負担)。 ・施術を受けたときは、「療養費支給申請書」の施術箇所や回数を確認の上、署名または記名押印するとともに、必ず領収書を受け取ってください。
あん摩マッサージ指圧師による施術 筋まひ、関節拘縮などで、医療上マッサージを必要とする症例	

適切な受診による医療費の適正化

に、ご理解とご協力をお願いします。

問 保険課
TEL 06・6992・1545

問 大阪府後期高齢者医療広域連合給付課(月～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後5時30分)
TEL 06・4790・2031

令和4年度対象「教育委員会の点検・評価に関する報告書」を

作成

市教育委員会では、法律に基づき、毎年度、本市の教育行政の点検・評価を行い、「教育委員会の点検・評価に関する報告書」を作成しています。これは、前年度の教育行政を振り返り、教育に関する取り組みを自己評価するものです。

この報告書は、市立図書館・市内各コミュニティセンター・守口文化センター・市役所1階総合案内・市役所2階情報コーナー・市役所6階教育委員会事務局および左の二次元コードから閲覧できます。



ココから覗いてみてね!
教育委員会マスコット
もりもり

問 教育総務課
TEL 06・6995・3152

新1年生の健康診断

令和6年4月に小学校または義務教育学校へ入学する児童のいる家庭へ、入学前健康診断の実施日時を記載したはがきを10月下旬に送付しました。

本市へ住民登録をしていない場合や、10月2日以降に転入した場合および実施日に受けられない場合は、保健給食課へ連絡してください。

また、外国籍の就学希望者は、学校教育課へ就学申請が必要です。

当日は、内科・歯科検診、視力検査を実施します。

時・場 通知はがき参照

持 通知はがき、母子健康手帳、上靴、靴袋

健康診断全般について

問 保健給食課学校保健担当
TEL 06・6995・3154

就学申請について

問 学校教育課
TEL 06・6995・3155

スポーツ・余暇活動のための
無料一般開放

時 12月1日(金)～令和6年3月31日(日)
場 佐太東町2丁目43番3(面積1800㎡)

対 市内でスポーツ・余暇活動をしている団体およびグループ

備 市内ホームページに掲載の「利用団体登録申請書」を申込期間内に提出

配・申・問 11月1日(水)～10日(金)午前9時～午後5時30分(土・日、祝日を除く)に、道路公園課
TEL 06・6992・1702

都市計画案の縦覧

市では、生産緑地地区の変更を計画しており、都市計画法に基づく必要の手続きを進めています。この度、都市計画法第17条の規定に基づき、次の都

市計画案を縦覧します。市民および利害関係人は、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。

また、ホームページにも、都市計画案を掲載します。

案件 東部大阪都市計画生産緑地地区の変更

縦覧期間 11月6日～20日(月)(土・日、祝日を除く)

縦覧場所 都市交通計画課

意見書の提出 11月20日(月)(必着までに、都市交通計画課へ持参、郵送もしくはメールでの提出)

問 都市・交通計画課(〒570-1866 6守口市京阪本通2-15-15)
TEL 06・6992・1685

問 06・6992・1685

✉ Mori_toshikei@city-moriguchi-osaka.jp



メール

レッツくりあ 149

ちづくら みゆい
作 六倉 実結
守口市ごみ減量キャラクター「くりあ」の生みの親である六倉さんの作品です。



「運転はエコドライブで!」の巻



放置自転車の引き取りを

自転車の撤去は、土・日、祝日も実施しています。

【9月撤去分】
保管期間 移送の告示日から1カ月
処分日 11月11日(土)

心当たりのある人は、早急に放置自転車大目保管所へお越しください。

TEL 06・6902・2340

返還時間 毎日午前10時～午後7時(ただし、年末年始の12月29日～1月3日を除く)

持 住所、氏名が確認できるもの、鍵、移送保管料(自転車2500円、原動機付自転車4千円)

注 移送日の前日までに警察署に盗難届が提出されているときは免除対象

問 都市・交通計画課
TEL 06・6992・1694

愛の献血

時・場 11月5日(日) 10:00～16:00
(受け付けは15:30まで)
大枝公園(守口市民まつり会場内)
協力:守口市赤十字奉仕団、
守口ライオンズクラブ

備 骨髄バンクドナー登録あり

問 守口市献血推進協議会事務局
(地域福祉課内)
TEL 06-6992-1570



水道(給水装置)工事は
市指定業者へ

市内の水道工事は、水道条例により「市指定給水装置工事事業者」以外は施工できません。

新築、増改築その他工事で水道工事をする場合に、市指定給水装置工事業者に申し込み、水道局に給水装置工事申込書を提出し、事前に水道局の承認を得るようにしてください。

なお、市指定給水装置工事業者一覧は、市ホームページを確認してください。

問 水道局お客さまセンター
TEL 06・6991・6771

おはなし劇場

内 パネルシアター「カレーライス」ほか

時 11月17日(金) 10:30～11:00

場 中部エリアコミュニティセンター
多目的室(防音)

対 乳幼児と保護者

講 朗読ボランティアこまどり

定 先着10組 申 当日受け付け

問 生涯学習・スポーツ振興課
TEL 06-6995-3158

